

旧	新																								
（特定建築物の定期報告） 第6条 （第1項及び第2項省略） 3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号。以下「定期報告の調査項目等を定める告示」という。)第2に基づき規則で付加する定期調査の項目、方法及び結果の判定基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 <u>（新設）</u>	（特定建築物の定期報告） 第6条 （第1項及び第2項省略） 3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号。以下「定期報告の調査項目等を定める告示」という。)第2に基づき規則で付加する定期調査の項目、方法及び結果の判定基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 <u>（1） 政令第16条第1項及び第1項に掲げる特定建築物（以下「定期報告対象特定建築物」という。） 次の表の(あ)の欄から(う)の欄までに掲げるもの</u> <table><tr><th></th><th><u>（あ） 調査項目</u></th><th><u>（い） 調査方法</u></th><th><u>（う） 判定基準</u></th></tr><tr><td><u>（1）</u></td><td><u>防火扉（各階の主要な常時閉鎖した状態にあるものに限る。）</u></td><td><u>閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況</u></td><td><u>目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。</u></td><td><u>物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。</u></td></tr><tr><td><u>（2）</u></td><td></td><td><u>扉の取付けの状況</u></td><td><u>目視等又は触診により確認する。</u></td><td><u>取付けが堅固でないこと。</u></td></tr><tr><td><u>（3）</u></td><td></td><td><u>扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況</u></td><td><u>目視等により確認する。</u></td><td><u>変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。</u></td></tr><tr><td><u>（4）</u></td><td></td><td><u>固定の状況</u></td><td><u>目視等により確認する。</u></td><td><u>防火扉が開放状態に固定されて</u></td></tr></table>		<u>（あ） 調査項目</u>	<u>（い） 調査方法</u>	<u>（う） 判定基準</u>	<u>（1）</u>	<u>防火扉（各階の主要な常時閉鎖した状態にあるものに限る。）</u>	<u>閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況</u>	<u>目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。</u>	<u>物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。</u>	<u>（2）</u>		<u>扉の取付けの状況</u>	<u>目視等又は触診により確認する。</u>	<u>取付けが堅固でないこと。</u>	<u>（3）</u>		<u>扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況</u>	<u>目視等により確認する。</u>	<u>変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。</u>	<u>（4）</u>		<u>固定の状況</u>	<u>目視等により確認する。</u>	<u>防火扉が開放状態に固定されて</u>
	<u>（あ） 調査項目</u>	<u>（い） 調査方法</u>	<u>（う） 判定基準</u>																						
<u>（1）</u>	<u>防火扉（各階の主要な常時閉鎖した状態にあるものに限る。）</u>	<u>閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況</u>	<u>目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。</u>	<u>物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。</u>																					
<u>（2）</u>		<u>扉の取付けの状況</u>	<u>目視等又は触診により確認する。</u>	<u>取付けが堅固でないこと。</u>																					
<u>（3）</u>		<u>扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況</u>	<u>目視等により確認する。</u>	<u>変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。</u>																					
<u>（4）</u>		<u>固定の状況</u>	<u>目視等により確認する。</u>	<u>防火扉が開放状態に固定されて</u>																					

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			。	
(4)		戸の設置 の状況	目視及び作動によ り確認する。	条例第 43 条の 4 第 2 項の 規定に適合しないこと。

(第 4 項から第 6 項まで省略)

(取下届及び取止届)

第16条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 国の機関の長等は、法第18条第 2 項（法第87条第 1 項、法第87条の 4
又は法第88条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の
規定により通知をした後に当該通知を取り下げようとするときは、第13
号様式 2 通を建築主事等（当該通知に係る建築物又は建築物の部分が大
規模建築物又はその部分に該当する場合にあっては、建築主事）に提出
するものとする。

			る。	
(4)		戸の設置 の状況	目視 <u>等</u> 及び作動に より確認する。	条例第 43 条の 4 第 2 項の 規定に適合しないこと。

(第 4 項から第 6 項まで省略)

(取下届及び取止届)

第16条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 国の機関の長等は、法の規定により建築主事等に通知をした後に当該
通知を取り下げようとするときは、第13号様式の取下書 2 通を建築主事
等（当該通知に係る建築物又は建築物の部分が大規模建築物又はその部
分に該当する場合にあっては、建築主事）に提出するものとする。

第13号様式(第16条第1項・第5項)

取 下 届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

建築主事等

届出者 住 所

氏 名

〔法人の場合は、名称・
代表者の氏名〕

横浜市建築基準法施行細則第16条第1項・第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 申 請 の 種 類	確 認・検 査・承 認・許 可・認 定・認 可・指 定
2 申 請 年 月 日	年 月 日
3 建 築 主 住 所 氏 名	
4 敷 地 の 地 名 地 番	
5 取 下 げ の 理 由	
6 備 考	
※ 受 付 欄	(注意) 1 届出者は、建築主となります。 2 ※印のある欄は、記入しないでください。 3 2通作成してください。

(A4)

第13号様式(第16条第1項・第5項)

取 下 届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

建築主事等

届出者 住 所

氏 名

〔法人の場合は、名称・
代表者の氏名〕

横浜市建築基準法施行細則第16条第1項・第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 行 為 の 種 類	☐ 申請（確認・検査・承認・許可・認定・認可・指定） ☐ 通知（
2 申 請 又 は 通 知 の 年 月 日	年 月 日
3 建 築 主 住 所 氏 名	
4 敷 地 の 地 名 地 番	
5 取 下 げ の 理 由	
6 備 考	
※ 受 付 欄	(注意) 1 届出者は、建築主となります。 2 ※印のある欄は、記入しないでください。 3 2通作成してください。

(A4)